

# 教員の役割とFD等について

絹川正吉

中教審大学分科会制度部会

2006.10.19

# 日本の大学の習俗

- 特色GPの特色は、真摯な日常的教育努力の集積を評価
- 特色GPに採択されることが自己目的化
- (対照的に) 拘束的評価を嫌う(にもかかわらず)「法令準拠主義」: 法令によって定められているから実施する: 典型が一般教育
- 「自律的」の使い分け: 自己開発は不毛

# 一般教育学会調査

- 『大学教育研究の課題』玉川大学出版
- 第VI編 教授団の能力開発
- VI-4「Faculty Development に関するアンケート調査報告」解説：
- 「1987年に実施した調査報告。FDには馴染みが薄かったにもかかわらず、FD発想に基づく見解に肯定的回答を得たことは、大学教育改革の画期的発想転換を予見させる。」

# アンケート結果(賛成比率)

- 学長-教員-学会員の賛成比率
- Faculty(教授団)による自律的<sup>学</sup>大学評価とそれに基づくFDは、大学自治の理念から当然のことである:86-76-83 %  
(「評価」は優劣判定ではなく点検であることを前提にした)
- 大学の諸課題に対する研究活動:  
89-78-90 %

# FDの基本問題

- ・ 賛成率が高いにもかかわらず、その後の進展は芳しくない。なぜか？
- ・ 賛成が高率である一つの理由は、Facultyの自律性を前提とするというトリック
- ・ Facultyの自律性を前提とする設問である以上設問に反対する表向きの理由はない。
- ・ しかし、現実的・実践的にはFDは進展しなかった。
- ・ この事情に関連するFDパラダイム論

# 二つのパラダイム

- 行政的レベル(教授会等大学管理組織を含め行政的立場で決める制度レベルの問題の立て方・解き方の総体)
- 自律的活動レベル(自律性(autonomy)の要求される活動レベルの問題の立て方・解き方の総体。大学教員の教育活動や学生の学習活動等、大学の使命や学問の自由の原則を基本とする。)

# 自律から行政へ

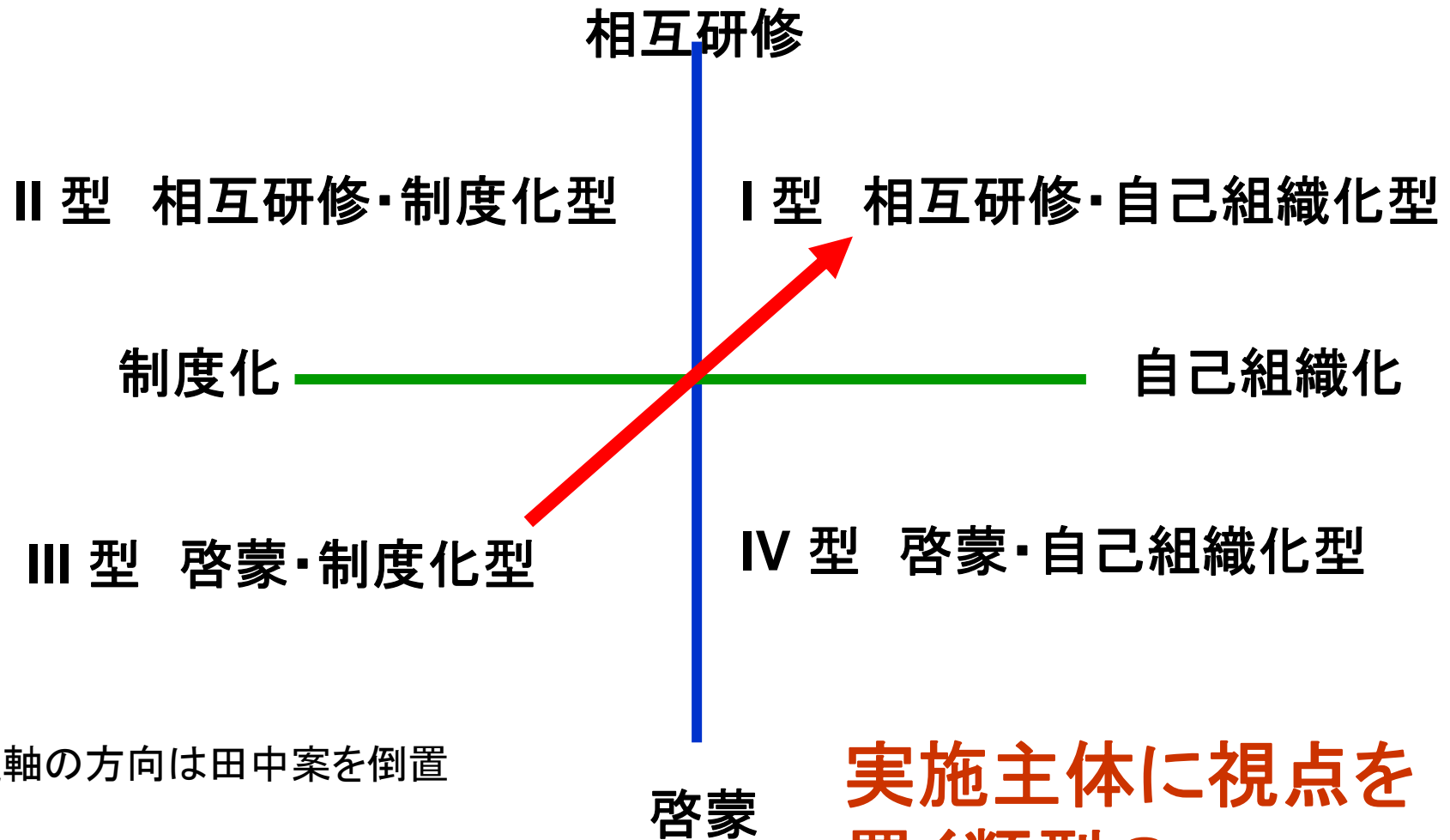
- 自律的活動レベルの問題を優先的に検討した上で、行政的制度レベルの問題に対処することを原則とする。
- 今日の問題状況の多くは、自律的活動レベルをなおざりにしたまま行政的制度レベルのみ解決しようとする動向に根本的な原因があるとみとめられる。
- 自律的であることが期待できないことが問題

# FDのパラダイム論

- 『大学教育学』培風館2003年
- (田中)「ファカルティ・ディベロップメント論～大学教育主体の相互研修」
- 伝達教習型から相互研修型への(実践)軸
- 制度化型(トップダウン)から自己組織化型(ボトムアップ)への(組織)軸
- この二軸をクロスさせると、4つのFD組織化類型があることが示される。



# FDプロジェクトの類型(田中)



縦軸の方向は田中案を倒置

実施主体に視点を置く類型？

# 欧米型FDプログラム

- ・ FDは各教員個人の自己責任（自律性？）で受けるもの；大学が教員に提供するサービス
- サービスを受けることは教員の自己責任
- 「新任教員の試補制度に関する協定（1974）が関係団体の中で締結（教員組合も協定）
- 行政的と自律的が（教育の論理で）総合
- 教育の論理：FDは大学のユニバーサル化に対する大学的なものへの復権

# 自律性の発揮

- 行政パラダイムはサービスに徹底することが、二つのパラダイムの相克を統合する契機
- 一般的FDはサービス(行政主導)として
- 専門(Disciplines)に関わる教育能力開発(専門FD)は、教員の自律性において
- 専門FDの自律性支援策として、評価と報償制度を開発する。これは行政の責任:制度化

# FDの政策

- 各国立大の「大学教育等センター」に大学教員育成基礎課程(新任教員研修課程)を設置し、その(汎用的)プログラムをすべての国公私大大学教員に開放する。
- 国公私大大学教員はいずれかの大学の上記課程を選択受講する。受講経費は所属大学負担
- 上記課程の受講成績を大学教員評価に追加
- 各大学は上記を基礎にして、固有の研修課程を置く。 上記全体に対する国庫助成

# 教員の種別化と処遇

- ユニバーサル化とは教員のユニバーサル化
- 大学の種別化とは教員の種別化
- 種別化が階層的差別にならない対応が必要
- 教養大学教員
  - : テニユア制・教育評価・教育手当  
(研究志向に基礎付けられた教育活動評価)
- 研究大学教員
  - : 任期制・研究評価・基本給のみ

# 教員査定領域比重

## 研究教育二者択一超克

- 教育と研究とサービスの評価比率
- 年代による比率変更

	教育	研究	サービス
--	----	----	------

# 阻害要因の克服

- 大学教員の自律性：教授会支配構造
- 教授会を如何に機能させるか
- 重要事項審議とは：教育の質の担保
- 重要事項の定義：理事会の経営責任との関連で限定
- 法人国立大学における学長機構と教授会の関係は未定義：成否の鍵

# 大学設置基準の改廃

- 二つのパラダイムの葛藤は大学の存在様式に関わる事態：否定し難い
- 処方策を設置基準で義務化は不可
- 大学設置基準を廃止
- 「大学設置認可基準」(法人審査を主に)
- 各認証評価機関が、個性的「大学基準」を制定する。
- 「大学基準」により前記処方策：モデル提示